特定非営利活動法人みんなのサンタ　定款

第１章 総則

（名称）
第１条 この法人は、特定非営利活動法人みんなのサンタという。

（事務所）
第２条 この法人は、主たる事務所を千葉県市川市市川３丁目２７番２３号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、経済的に困窮した状況にある子供とその親、とりわけひとり親世帯、社会的に孤立しがちな高齢者、障がい者、その他の生活困窮者に対し、食事の提供等により健康状態をはじめとした生活環境を整えるとともに、さまざまなレクリエーションを通じて地域における住民同士の交流の場を創出することにより孤立化の解消を図りながら、必要に応じて専門の相談機関を紹介し、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条 この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動（２）社会教育の増進を図る活動
（３）子供の健全育成を図る活動
（４）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）
第５条 この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）特定非営利活動に係る事業
①障がいを持つ子供とその親に対する玩具及び図書の貸出し
②高齢者、障がいを持つ人、ひとり親家庭の親子に対する食事の提供
③障がいを持つ子供を対象とするマラソンクラブの運営
④学習機会の不十分な児童に対するボランティアによる学習支援
⑤高齢者及び障がい者を対象としたレクリエーション及びコミュニケーションの場の提供
⑥介護保険法による通所介護事業及び介護予防通所介護事業
⑦障害者総合支援法による障害福祉サービス及び障害者地域生活支援事業
⑧児童福祉法による障害児通所支援事業
⑨庭木の草刈り、家具の移動、通院同行等、高齢者及び障がい者の日常生活に関する支援
⑩地域住民の医療や健康、介護、暮らしの相談に関する支援
⑪その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章 会員

（種別）
第６条 この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法という」）上の社員とする。
（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（２）賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）
第７条 会員の入会については、特に条件を定めない。
２ 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第３６条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決することができる。
３ 前項の規定により表決した理事は、第３５条第２項及び第３７条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４ 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３７条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第７章 資産及び会計

（資産の構成）
第３８条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１） 設立の時の財産目録に記載された資産
（２） 会費
（３） 寄付金品
（４）財産から生じる収益
（５）事業に伴う収益
（６）その他の収益

（資産の区分）
第３９条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）
第４０条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則））
第４１条 この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第４２条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）
第４３条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４４条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２ 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第４５条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２ 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び修正）
第４６条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４７条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２ 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第４８条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の構置）
第４９条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第５０条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第５１条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１） 総会の決議
（２） 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３） 正会員の欠亡
（４） 合併
（５） 破産手続開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取消し
２ 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承認を得なければならない。
３ 第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）
第５２条　この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは総会におい

て、清算人を選任する。又は、選任しない場合は、理事長が清算人となる。

（残余財産の帰属）
第５３条 この法人が解散（合併又は破産手続の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）
第５４条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章 公告の方法

（公告の方法）
第５５条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１０章 事務局

（事務局の設置）
第５６条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
２ 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
３ 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
４ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

第１１章 雑則

（細則）
第５７条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める

付則
１ この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２ この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西宮 敬子
副理事長	梶 貴雄
副理事長	森 真由美
理事	大井 好美
	原田 義弘
	高杉 等
	新福 義任
	田島 誠一
監事	柴田 守

３ この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和４年６月３０日までとする。
４ この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
５ この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４８条の規定にかかわらず、成立の日から令和４年３月３１日までとする。
６ この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
（１）正会員 会費 3000円（１人１年間分）
（２）賛助会員会費 500円（１口１年間分）